

■選挙人名簿の登録

- ・選挙するためには、選挙権を有することと、選挙人名簿に登録されていることが必要です。
- ・選挙管理委員会では、他の市町村から転入してきた選挙権を有する方を対象として、選挙人名簿に登録します。
- ・登録には、毎年3月、6月、9月、12月に行う定時登録と、選挙ごとに行う選挙時登録があります。
- ・外国にいる満20歳以上の日本国民で、一定の条件を満たした方は申請により在外選挙人名簿に登録することができます。

■選挙人名簿の縦覧、閲覧

□縦覧

定時登録の各月の3日から7日までの間、次のとおり選挙人名簿を縦覧することができます。

- ・縦覧時間 午前8時30分～午後5時
- ・縦覧場所 曾爾村役場総務課内選挙管理委員会事務局
- ・縦覧の対象者 定時登録の際、新たに選挙人名簿に登録された方

なお、選挙時登録の場合の縦覧は、選挙管理委員会が定める期間となります。
縦覧期間内で休日の縦覧を希望する場合は、事前に選挙管理委員会までご連絡ください。

□閲覧 【曾爾村選挙人名簿の抄本等の閲覧等に関する事務取扱要綱】

選挙人名簿は、常に選挙人の目に触れさせることで正確さを期せるよう、その抄本を閲覧できるように定められています。

次のいずれかに該当する場合に選挙人名簿を閲覧することができます。

- ①特定の者が選挙人名簿に登録された者であるか確認する場合
- ②公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動や選挙運動活動を行うために閲覧する場合
- ③統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で、公益性が高いと認められるもののうち、政治・選挙に関するものを実施するために閲覧する場合

- ・縦覧時間 午前8時30分～午後5時
- ・縦覧場所 曾爾村役場総務課内選挙管理委員会事務局

閲覧の申請

あらかじめ選挙人名簿抄本閲覧申出書を提出し、当委員会の許可を得てください。
 なお、閲覧する際は、本人確認のため、顔写真付きの身分証明書(運転免許書、パスポート、住民基本台帳カード等)の提示が必要です。

活動の種類	閲覧の申請 ができる人	閲覧できる人	申出書 (MS-word形式)	添付する書類
登録の確認	選挙人	申出者本人	様式①	なし
政治活動(選挙運動を含む。)	公職にある者及びその候補者	申出者本人または申出者が指定する者	様式②(その1) ※様式②(その2)	・公職の候補者となろうとする者であることを示す資料(現職の場合は不要です。) (公認書の写し、政党その他の政治団体への公認申請書、政治活動用チラシ・ポスター、政治活動事務書表示に係る証票交付申請書の写し、供託証明書の写しなど)
	政党やその他の政治団体	申出をした政治団体の役員・構成員で申出者が指定する者	様式②(その1) ※様式②(その3)	・政治団体設立届出書の写し ・政治活動の実績を示す資料(現職が所属する政治団体は不要です。) (会計簿の写し、収支報告書の写しなど)
統計調査・世論調査・学術調査・その他の調査研究	個人	申出者本人または申出者が指定する者	様式③(その1) ※様式③(その2)	・調査企画書(調査目的、調査方法調査対象者、調査項目、調査開始から調査結果報告(公表)に至るまでのスケジュールが示されたもの等) ・調査説明書 ・調査研究が外部委託である場合、委託契約関係書類
	国または地方公共団体の機関	申出機関の職員で申出機関が指定する者		
	法人	申出法人の役員・構成員で申出法人が指定する者		

※様式②(その2)、(その3)、様式③(その2)は、名簿抄本の閲覧により知り得た事項を閲覧者以外の者(法人含む)に取り扱わせる必要がある場合のみ提出してください。

閲覧の方法等

閲覧は読み取りまたは筆記に限られます。(コピー、カメラ・スキャナーによる撮影、ICレコーダー等による音声入力、パソコンを持ち込んでの入力等はできません。)